

令和6年7月23日

## 提 案 書

平素は全国農村整備建設業協会に対し、格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は農業農村整備を中心とした地元中小建設業者で組織する団体で、地方における雇用や災害時の緊急対応など、地元にも密着した活動により地域の発展に貢献しているところであります。

農業農村整備関係予算は平成22年度に大幅に削減された後、土地改良関係者の皆様方のたいへんなご努力によりまして順調に回復し、私共地元建設業の厳しい経営状況にもようやく明るい兆しが見えてまいりました。

こうした中、食料安全保障の観点から、今後とも農業生産基盤の整備と農村環境の改善を図りつつ、更に、東日本大震災や本年元日に発生した能登半島地震からの復旧・復興や、地震・洪水に対する防災・減災対策を進め、本協会として地域の発展に貢献して参ります。

これまでにも私たちがお願いしてまいりました要望の多くに特段のご配慮をいただき大変感謝しておりますが、引き続き以下の事項について謹んでご提案申し上げます。どうかよろしく更なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

全国農村整備建設業協会  
会長 木全哲久

# 提 案 事 項

## 1. 予算に関すること

- (1) 安定した予算の確保
  - ・令和7年度当初予算の確保
  - ・令和6年度補正予算による早期の追加割当て
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の確保と加速化対策後も現行計画を超える予算・財源の継続確保
- (3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の再生に係る復旧・復興予算の確保

## 2. 設計・積算に関すること

- (1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施
- (2) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休2日制達成のための環境整備と実態に見合った工期の設定
- (3) 面工事を伴うほ場整備工事における環境改善費の更なる充実
- (4) ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の設定
- (5) 施工時期に応じた冬期補正の適用と熱中症対策の充実化
- (6) スライド条項の実態に即した対応への積極的な助言指導
- (7) ほ場整備の補完工事における現場条件を反映した新たな諸経費率の設定
- (8) ICT 施工費用の適正な計上と事業計画における的確な効果算定手法の確立（スマート農業の普及効果など）
- (9) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味した諸経費工種の新設

- (10) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの設定
- (11) コンクリート2次製品水路における曲折部や急流工等の継目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩掛りの制定

### 3. 施策について

- (1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大
- (2) 低入札価格調査基準の引き上げ
- (3) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援  
(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上、工事書類の簡素化、情報共有システムの実施など)

## 1. 予算に関すること

### (1) 安定した予算の確保

- ・ 令和7年度当初予算の確保
- ・ 令和6年度補正予算による早期の追加割当て

(背景)

令和6年度の国の農業農村整備事業関係予算は、関係者の皆様方のご努力により令和5年度経済対策1,777億円、令和6年度当初4,463億円を合わせて、昨年度を上回る6,240億円を確保していただき感謝しております。しかしながら現場ではまだ事業推進に対する要望も多く、食料安全保障の観点からも農業農村整備事業は重要となってきております。また、私共地元建設業界におきましても、経営の安定に加えまして、こうした地元の皆様のご要望に引続きお応えしていきたいと考えております。

(国への要望)

私共建設業界といたしまして、毎年の作業員や資材の確保等計画が比較的容易となる当初予算での確保をお願いしつつ、予算の総量確保、切れ目のない工事執行のためにも今年度補正予算の早期割り当てをお願いいたします。またその際、物価上昇も考慮した予算の増額をお願いいたします。

【回答】

別紙1

## (2) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の確保 と、加速化対策後も現行計画を超える予算・財源の継続確保

### (背景)

近年の気候変動により、最近では従来の想定を超える降雨により、各地で水害が発生しています。一方、東日本大震災以降、本年元日に発生した能登半島地震をはじめ規模の大きな地震も各地で頻発し、農業用施設の被害も増えています。

また、今後施設の老朽化に伴い、一昨年愛知県豊田市にある明治用水頭首工において発生した大規模漏水事故のような事態は、今後全国どこで起こっても不思議ではありません。

こうしたことから、防災・減災対策、国土強靱化対策の重要性・緊急性はますます高まっており、本対策の継続性が強く望まれています。「3ヵ年緊急対策」及び「5ヶ年加速化対策」の推進により、その効果が確実に現れている一方で、毎年のように発生する大規模災害の状況から、さらに対策を進める必要があります。

しかしながら、現行の「5ヶ年加速化対策」において、これまでの4ヶ年分として全体事業規模の既に9割程度近くが予算措置されており、残りがわずかとなっていることから、このままでは最終年度に必要な事業量を確保できない恐れが非常に強くなっております。

### (国への要望)

国土強靱化を計画的かつ着実に推進するためにも、昨年6月に法定化された「国土強靱化実施中期計画」の今年度内の一刻も早い策定により、令和7年度以降も5ヶ年加速化対策を大きく上回る単年度あたりの予算・事業量が確保されるようお願いします。

### 【回答】

別紙1

### (3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の再生に係る 復旧・復興予算の確保

#### (背景)

2011年に発生した東日本大震災では、農地や農業用施設も大きな被害を受けましたが、国からの大きなご支援のおかげで、これまでにかなり復旧復興が進んできております。

しかしながら、特に福島県におきましては、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた避難指示区域等（避難地域12市町村）における帰還促進や営農再開に向けて農業・農村の再生に必要となる予算について、第2期復興・創生期間以降も継続的に措置されることが必要です。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震における被災地域の復旧復興も急務となっております。

#### (国への要望)

東日本大震災からの復興に向けた農業・農村の再生に必要な復旧・復興予算について東日本大震災第2期復興・創生期間以降も継続して確保いただきますと共に能登半島地震被害からの復旧復興予算についても十分に確保して頂くようお願いします。

#### 【回答】

別紙2

## 2. 設計・積算に関すること

### (1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施

#### (背景)

東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、被災の実態や施工業者の実情などを勘案し、復旧・復興事業の速やかな実施のために、円滑な施工確保対策として、「復興係数」「復興歩掛」等の被災地特例措置が導入されたところです。

しかしながら、令和6年度より復興歩掛については補正率がゼロとなり、復興係数のみが継続実施となりました。現在、復旧・復興を進めておりますが、現場条件・雇用条件等依然として厳しい状況にあります。

#### (国への要望)

このような状況に鑑み、今後も、復旧・復興事業を速やかに進めるため、東日本大震災の復旧・復興において円滑な施工確保対策として導入された「復興係数」の被災地特例措置を継続実施していただきますようお願いします。

#### 【回答】

被災地では、機械・労務・材料の調達等に係る間接工事費支出が増大している実態を踏まえ、毎年、諸経費動向調査を実施し、復興係数を定めているところです。今後も、諸経費動向調査の結果を踏まえ、間接工事費の補正について適宜見直しを行ったうえで、継続してまいります。

## (2) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休 2 日制達成のための環境整備と実態に見合った工期の設定

### (背景)

週休 2 日制については、令和 6 年度から建設業においても改正労働基準法の時間外労働規制が実施されたことから、従前以上に技術者の勤務実態の把握及び偏りのない労務管理を徹底していく必要があります。

建設現場においては、これまで一般慣習的に実稼働時間前後の朝礼、準備や後片付け等については、労働時間としての認識の相違等もあり、労働時間として取扱をしていない建設現場がほとんどであったところではありますが、働き方改革が進められる中で、一日の就業時間(8 時間の労働時間内)に含まれる取扱が明確に明示されるとともに、最新の施工実態を踏まえた令和 6 年度土地改良積算基準等の改正において、歩掛り等の改正や諸経費においても現場管理費が全工種で諸経費率が改正引き上げられたほか、共通仮設費・現場管理費に係る中山間地域補正值も改正される等、現場実態に即した積算体系へと実態を顕彰し改善されており感謝申し上げます。

こうした中、気候条件や農業基盤整備工事の特性から、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所を閉所する休工措置は非常に難しいのが実態です。このため、天候及び工事の進捗状況によっては土日の完全休工が難しい場合が生じるため、下請け労務者への割増賃金を支払ってでも工事の遅れを取り戻しているのが実態です。また、作業員の中には日給支給で勤務している者もあり、そうした者たちにとっては日給を上げなければ実質減給となり、作業員確保も大きな課題です。さらに資機材の調達や天候不順により工期の延伸は避けられず、機械損料や借地料の増額など経費も嵩みます。加えて、休日・夜間の地元説明会が多いといった農業農村整備事業(土地改良事業)の特殊性も負担となっております。

また、工事着手前に完了していなければならない各種協議、埋蔵文化財調査、用地買収補償などが未完了の場合もあり、工期の延伸の一要因ともなっています。

さらに、工事関係書類の簡素化、「ウイークリースタンス」や「ワンデーレスポンス」の確実な実施なども、週休 2 日制達成のための重要なポイントです。

### (国への要望)

時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し等働き方改革に取り組める環境整備を図っていただき大変感謝申し上げます。

引続き、農業農村整備事業の特性に対応した週休 2 日制導入のため実態に対応した歩掛り等



積算基準の見直し改善など働き方改革に取り組める環境整備をお願いします。

また、週休二日制の円滑な実施のため必要な、「工事関係書類のさらなる簡素化」、「ウイークリースタンス」や「ワンデーレスポンス」の確実な実施に加え、実態に合った工期の設定などについて、各事業所や県など発注機関に対して周知徹底するなど連携して施策を進めていただきたいと思います。

**【回答】**

間接工事費率及び労務費・機械経費については、諸経費動向調査の結果を踏まえ適切に改正を行っております。また、歩掛については、今年度より資材基地から現場への移動時間も歩掛に反映するなど、歩掛の適正化に努めております。

働き方改革に取り組める環境整備推進のため、引き続き適切な現状把握につとめてまいります。

また、国においては、工事関係書類一覧を用いて書類の作成者を明確化するとともに、ASP（情報共有システム）を活用し、工事書類の作成・処理の迅速化を図っております。

工期設定に当たっては、工事規模に応じた余裕期間の設定及び工期の短縮に有効なプレキャスト製品の導入を原則化しているほか、工事契約後速やかにクリティカルパスを示した発注者工程等を受注者に提示の上、現場着手前に受注者との間で工程等について合意を図る取組を行っております。

各県に対しては、都道府県耕地関係課長会議等において、関係通知の周知と適切な対応をお願いしております。

### (3) 面工事を伴うほ場整備工事における環境改善費の更なる充実

#### (背景)

農業農村整備事業は、受益者である農家の存在があつて事業が執行されるものであり、関係農家との調整は、発注者のみならず受注者にとつても避けられない対応でありその負担は大きいものがあります。これらの課題に対し、農林水産省では、令和2年度より「現場環境改善費」を導入し、その率についてこれまで実態を踏まえ改訂して頂いていることに感謝申し上げます。

そのような中、土地改良事業の中でも面整備を伴うほ場整備工事における対応は、多岐に亘り、その負担は特に大きいものとなっています。

#### (国への要望)

環境改善費について、農家調整に係る負担が他工種より大きいことから、ほ場整備工事については率を加算するなど割り増しを行っていただくようお願いします。

#### 【回答】

現場環境改善費については、諸経費動向調査により実際に支出された費用を基に算出しております。今後とも適切な率設定に努めてまいります。諸経費動向調査の対象となった際には、ご協力をお願いします。

#### (4) ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の設定

##### (背景)

国におかれましては、現場条件を適切に反映するため、昨年度新たにため池工事について独自の諸経費を設定していただき感謝申し上げます。さらに、昨年の独自歩掛の設定に関する要望において、昨年度から歩掛り調査を実施し標準化に向けた検討を進めるとの回答を頂き感謝申し上げます。

農業用ため池工事は、密度試験や透水試験のための機械の待ち時間が発生すること、狭小な現場が多く転圧工事（掻き起こし→巻き出し→転圧）の一連作業を複数種類の機械で施工するためそれぞれの機械の待ち時間が多くなること、最適含水比で転圧を行わなければならないため天候や土の含水比の影響を受けて不稼働となる日数がさらに多くなること、また、洪水吐や取水施設等のコンクリート構造物についても、堤体盛土の進捗に合わせなければならないことや、傾斜部での作業となることから平場での施工に比べ効率が著しく低い状況にあります。

加えて、寒冷地での冬期間の施工においては、適正な温度管理による施工を行っても、夜間の凍結などにより手戻りが生じるなど、ダムやその他の土木工事に比べ作業効率が悪く厳しい現場条件にあります。

##### (国への要望)

ため池工事については、他工種に比べ作業効率が極めて劣ることからその特性や寒冷地の冬期間施工等も考慮し、これら、厳しい現場条件を適切に反映した、敷き均し・転圧等土工及び鉄筋組立や型枠設置も含めたコンクリート打設に関する新たな「ため池独自歩掛の設定」をお願いします。

また、工期や予算の関係から仮設道路のみの施工となった場合でも、現場条件が厳しいという実態は変わりませんので、ため池工の諸経費率の適用をお願いします。

##### 【回答】

ため池工事の歩掛制定については、これまでも多くの要望が出されており、農水省としても重要課題と認識しております。そのため、令和5年度からため池堤体工の歩掛調査に着手し、標準歩掛化に向けた検討を進めているところです。さらに、底樋工、洪水吐工についても、今後歩掛調査を開始し、標準歩掛制定に向けて検討を進めてまいります。

国においては、ため池造成工事のために造成する工事用道路の場合は、ため池工事の諸経費率を適用することとしています。

## (5) 施工時期に応じた冬期補正の適用と熱中症対策の充実化

### (背景)

多くの土地改良工事は、国営事業、補助事業にかかわらず、収穫・落水後の工事着手となることから現行制度では冬期施工適用とならない時期の発注工事においても現実的には冬期施工となる場合が多いことから、特に寒冷地においては、冬期の施工費は積雪寒冷対策や作業効率の低下等により、採算が合わない実態があります。

また近年、今までの想定を超えて高温となる日も多く発生し、従業員保護の観点からも熱中症対策にも、想定外の経費を要する事態となっております。

### (国への要望)

冬期対策として、暴風雪等作業困難日、春の融雪又は降雨による土工仕上作業困難日等を考慮した冬期歩掛補正の見直し、及び9月以前の請負契約工事においても、冬期歩掛補正が適用されるよう検討をお願いします。

また、熱中症対策としても、実態に見合った経費の計上に加えて、作業効率低下に伴う歩掛等の補正について、設計変更も含め対応していただくようお願いします。

### 【回答】

冬期歩掛補正率に関しては昨年度まで実施した歩掛調査結果解析し、今年度改正の検討中です。

9月以前に契約した工事への補正の適用については、ご要望を踏まえ、国交省の動向も注視し今後検討してまいります。

熱中症対策については、諸経費動向調査により適切な補正係数の算出に努めてまいります。なお、率計上に含まれないものについては、国においては、積上げ計上できるものとしておりますので、発注者と協議願います。

## (6) スライド条項の実態に即した対応への積極的な助言指導

### (背景)

ロシアによるウクライナ侵略などの世界情勢の不安定化が継続しており、公共工事における資材単価は高止まりが続いております。また、資材によっては地域内での需給バランス等の影響を受け価格が上昇し物価調査等では反映しきれないものもあります。

そのため、発注設計書作成時の資材単価と工事施工時の資材単価に乖離が生じる場合があります。

### (国への要望)

国におかれては、これまでも迅速な対応をしていただいておりますが、現実的な問題として、スライド条項の活用について実態に即した対応が図れるよう県等発注者に対し積極的な助言指導をお願いいたします。

### 【回答】

今後とも、適切なスライド条項の適用に努めるとともに、速やかに手続きを行うよう関係機関に対して指導してまいります。また、引き続き、機会を捉えて、国における取組を県等に周知してまいります。

## (7) ほ場整備の補完工事における現場条件を反映した新たな諸経費率の設定

(背景)

国におかれましては、「同一地区において施工箇所が点在する工事積算方法」や「1日未満で完了する作業の積算方法」について示して頂き、現場条件をより反映できる積算基準となったことに感謝申し上げます。しかしながら、面工事の次年度以降に別途発注される客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事の多くは、広いほ場内に点在し、小ロットかつ多工種に渡るなど工事を実施する上で手間が掛かり必要経費が高み、さらに、地元調整などにより受注後に設計内容が変更になる場合が多いなど、適正な利潤を確保しにくい状況にあります。

(国への要望)

面工事を伴わないほ場整備の補完工事について、現在のほ場整備工とは別に施工状況を適切に反映した新たな工種としての諸経費の設定をお願いします。

【回答】

諸経費につきましては、毎年度、諸経費動向調査を実施し適正な諸経費率の算定を行っているところです。また、客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事を単独で行う際の諸経費率についても現在検討を進めているところです。

今後とも、実態を反映した諸経費となるよう努めてまいりますので、諸経費動向調査の対象となった際には、ご協力をお願いします。

## (8) ICT 施工費用の適正な計上と事業計画における的確な効果算定手法の確立 (スマート農業の普及効果など)

### (背景)

近年、土地改良の現場でも国の支援により ICT を活用した情報化施工が進められようとしています。農業農村整備事業における ICT 施工は、施設の維持管理や災害対応といった管理面での活用のほか整備後の三次元施工管理データのスマート農業(自動走行農機)への活用といった農業経営を支える大きな期待を担っております。

この動き自体は、農業や建設業における人材不足の軽減や工事工期の短縮に大変有効な手段であると考えております。

しかし、現時点では建設機械も高価で、リースをするにしても台数に限りがあります。また新しい技術や資格を習得している技術者も限られています。

このように導入効果が期待されている ICT 施工を地元担い手からの要望を踏まえて積極的に推進しようとする、従来施工に比べ施工費用が掛かり増しすることから総事業費の増額による計画変更が必要となるなど、推進するうえでの懸案となっています。実際の事業地区では、導入に対する効果算定が期待できず断念せざるを得ないなど、今後ますます問題化していくことを懸念しております。

### (国への要望)

ICT の活用は、農業・建設業界における人材不足への効果的な対策として期待されていることから、国において導入しやすい環境づくりの一環として、計画変更における ICT 施工導入に関するスマート農業の普及効果などの新たな効果算定手法や当面の間、効果算定に計上しないなどの柔軟な運用などの検討を進められるようお願いいたします。

### 【回答】

- 1 費用対効果分析においては、費用に対する便益を適切に計上することは、重要なことと考えております。
- 2 ICT 施工により、工事工期の短縮が図られる場合、事業効果の早期発現が期待されます。それ以外にも、
  - ・ ICT 施工データの活用により維持管理費が減少する場合であれば、「維持管理費節減効果」
  - ・ スマート農業の導入経費の節減、またスマート農業の実践により、農作業の人数、時間が減少する場合であれば、実証結果等の具体的な根拠をもとにした「営農経費節減効果」、
  - ・ 作業環境が変化する場合であれば、CVM (仮想市場法) による「農業労働環境改善効果」、により、対応可能と考えられます。
- 3 なお、ICT 技術の導入・活用による効果について、引き続き学識経験者等の意見を踏まえ、検討を進めてまいります。

## (9) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味した諸経費工種の新設

### (背景)

水路工事においては、同額程度の案件でも水路規模の大小により大きく施工延長等が異なります。施工延長が長くなるほど、測量・丁張・各種管理（出来形、品質、写真等）に要する手間が増えることに加え、関係する地権者も増えその調整にも手間を要することとなるにもかかわらず、諸経費率は施工延長に拘わらず同一となっております。

### (国への要望)

幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長の違いによる諸経費工種の新設をお願いいたします。

### 【回答】

諸経費については、毎年実施している諸経費動向調査により変動確認を行っているところで、諸経費率の算定に当たっては、様々な規模、多岐にわたる価格帯の工事を難易度に関わらず広く抽出し、実施に支出された費用に基づき算出しているところです。

諸経費率の施設規模による区分については、諸経費動向調査のデータにより実態を確認させていただきます。

今後も諸経費動向調査を基に適正な諸経費率の設定に努めてまいります。



(10) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの設定

(背景)

土地改良事業におけるフリーム類の布設においては、田差や区画形状に応じた曲折部や急流工等の施工を伴い、切断加工や巻き立て部を別途施工する必要があることや、更には、調整用のモルタルの施工や、小規模フリームについては納入時に反転した状態で納品され敷設に手間がかかるなど、発注者側の積算と乖離しているとの声が多数寄せられています。

(国への要望)

水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、施工実態を調査いただき実態に合った歩掛りの改定をお願いいたします。

【回答】

排水構造物工（U型側溝（ベンチフリーム含む）、自由勾配側溝等）については、土木工事標準単価を使用しています。土木工事標準単価は、価格調査団体により価格調査されており、当該工事の施工実績を相当数有する信頼度の高い専門業者を調査対象とすることとされており、施工実績に基づいた調査がなされていると聞いています。価格調査団体にはより各作業の実態を反映した単価となるよう伝えるとともに、歩掛調査について検討を進めます。

(11) コンクリート 2次製品水路における曲折部や急流工等の継目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩掛りの制定

(背景)

土地改良事業におけるコンクリート 2次製品を用いた水路では、地形条件等により曲折部や急流工においてコンクリートによる巻き立てを行う必要があるが、積算で用いられる施工パッケージ単価（生コン打設、型枠）とは乖離しているとの指摘が多く寄せられております。

(国への要望)

品確法の趣旨である適正な利潤が確保できるよう小規模なコンクリート打設や型枠設置歩掛の制定をお願いいたします。

【回答】

1m<sup>3</sup>以下のコンクリート打設は、施工パッケージ単価コンクリート工の小型構造物を適用しています。実態と合わないのご意見を頂きましたので、まずは、現状把握のため歩掛調査をについて検討を進めます。

### 3. 施策について

#### (1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大

##### (背景)

その他の地域の建設企業の大半は、直轄工事でのランクは B・C 級となっており、これまで国営事業の受注実績が少ない又はない状況となっています。地域によっては技術者不足などの理由により現在受注している県営事業等で手一杯の地域もありますが、中には国営事業への参入を望んでも中々実現できない地域もあります。

このため、入札参加条件として付される直轄工事規模の施工実績条件をクリア出来ないことから、入札参加が出来ない状況となっております。地域の建設業者は、下請けでの施工協力と災害発生時の初動対応など造成から維持管理までサポート支援を行っており、施設管理者からも高い評価を得ております。このように直轄工事に対する貢献度が高いことから、A 級業者に加え B 級業者も入札に参加できるような入札条件設定が望まれます。

##### (国への要望)

地域によっては、国営事業等への地元企業の入札参加について柔軟な対応を取っていただいている地域もありますが、より一層地元企業の参入を促進するため、入札参加条件への施工実績条件の緩和をお願いします。

##### 【回答】

国営事業における工事の発注においては、特殊な場合（随意契約等）を除き、全ての工事を総合評価落札方式で行っています。

競争参加資格における等級については、予定価格に相当する等級の企業が少数の場合などは、予定価格に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができることとなっており、全ての農政局で A 等級の工事に B 等級の参加を認める取組を行っています。

競争参加資格は各発注機関（農政局・事業所）が工事の性格、地域の実情等を踏まえ定めるものでありますが、引き続き、適切に対応するよう農政局を指導してまいります。

## (2) 低入札価格調査基準の引き上げ

(背景)

地方自治体における調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算定割合を定めた低入札価格調査基準に準拠しています。

公共工事受注競争が激化している地域等において、調査基準価格の近傍で落札するケースが見受けられる中、地域の建設企業が工事の品質確保はもとより、災害対応や除雪等、地域の守り手としての役割を引き続き果たしていくうえで、健全な経営や担い手の確保・育成が肝要であり、そのためには適正な利潤の確保が不可欠です。

(国への要望)

低入札価格調査基準の算定割合を地域の実態もより考慮の上、引き上げられるよう要望します。

【回答】

低入札価格調査基準は、工事の品質確保やダンピング受注の排除等を目的としており、最近の施工実態を踏まえ、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において適宜見直しが行われております。

なお、工事受注者の適正な利潤の確保は重要と認識しており、適切な工事価格の算定となるよう、毎月の価格調査、現地状況に見合った見積徴取、見積活用方式の活用などに取り組んでいます。また、工事受注後においては、各種スライド協議への迅速な対応など、適切な利潤の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

### (3) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援

(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上、工事書類の簡素化、情報共有システムの実施など)

#### (背景)

建設業は、いわゆる3K職場として、以前から新規就業者の確保に苦慮しているところです。業界といたしましても、これまで社員に対する処遇改善、労働環境の改善・向上に努めてまいりました。近年一部の県では県当局とタイアップしながら魅力ある建設業のPRを図っているところもありますが、なかなか結果に結びつけることができません。

この問題は全国共通の課題であり、国の皆様のご協力をいただきながら、課題解決に向けて進みたいと考えています。

#### (国への要望)

処遇改善、労働環境の改善・向上にむけた取組に対する支援と、工事書類の簡素化、情報共有システムの実施等一層の魅力ある職場づくりに対する新たな施策、県等で行われている取組との連携等につきましてご配慮をお願いします。

#### 【回答】

若手技術者の入職を促進するため、最近の労働市場の実勢価格等を適切・迅速に反映し賃金等を見直しており、昨年度比で全国全職種平均5.9%のupとなっています(人材育成及び人材確保にかかる活用に要した費用について、一般管理費にかかる諸経費動向調査を実施し、その結果を一般管理費率に反映しています)。

また、労働環境の改善・向上として、建設資材や労働者の確保等の準備期間としての「余裕期間」の設定や、週休2日の取組を推進しております。

工事書類の簡素化等については、全ての直轄工事において、電子契約システムや情報共有システムを利用することとしており、原則電子化することとしております。

これらの取組について、引き続き、都道府県耕地関係課長会議等で周知するとともに、各県との意見交換等において実施状況を把握してまいります。

